

# 産業サポートネットやすぎ 専門家サポート補助金交付要綱

制定 令和4年4月1日

改正 令和5年4月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、安来市内の中小企業者等が抱える経営課題の解決に向け、各種専門家の指導を受ける経費を補助することにより、経営基盤強化に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 組合等 次に掲げる者をいう。

ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

イ 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

ウ 一般財団法人又は一般社団法人

エ 共同出資会社（会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく株式会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の規定に基づく特例有限会社、旧合名会社等及び新合名会社等で、3分の2以上を中小企業者が出資し、かつ、構成員たる中小企業者の利益となる事業をその目的とするものをいう。）

オ その他法律に基づき設立された組合又は連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者であるもの

(2) 任意グループ 構成員のうち2分の1以上が中小企業者で、構成員たる中小企業者の利益となる事業を目的とする、規約をもって組織されたグループ

(3) 農業従事者グループ 規約をもって組織された農業生産組織及び農産物加工組織

## (補助金の交付)

第3条 産業サポートネットやすぎ（以下「SSY」という。）は、毎年度予算の範囲内で、専門家サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

## (補助対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 安来市内に事業所を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者、組合等又は任意グループ

(2) 安来市内において農業を営む農業従事者グループ

(3) その他SSYが認める団体

(4) 創業等準備中の者で、実績報告までに前各号のいずれかに該当する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金交付の対象としない。

(1) 申請時において、市税の滞納をしている者

(2) 法令違反等により、何らかの拘束を受けている者

(3) 不渡り処分等により、金融機関との取引が停止中の者

(4) この要綱に定める事項を遵守できない者

(補助対象事業)

第5条 補助金交付の対象事業は、第1条に掲げる目的を遂行するために必要な専門家サポートのうち、次に掲げる分野のいずれかに属するものとする。

- (1) 法令遵守のため、又は就業規則改善のための整備
- (2) IT環境整備(WE B集客に係るものを含む)
- (3) 国・県等補助金申請サポート
- (4) 経営相談
- (5) 事業承継

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 他の補助金等により経費の補助を受ける事業
- (2) 過去にSSYの補助金交付を受けた事業及びそれに類する内容のもの
- (3) その他SSYが補助することが適当でないと認める事業

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助金交付の対象経費は、講師料及び専門家の旅費とする。ただし、講師料に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

2 前項の規定による講師料の額は、1回のサポートにつき3万円を限度とし、旅費の額は、別表のとおりとする。

3 補助金の交付申請は、年度あたり2案件までとし、1案件につき3回までのサポートとする。

4 サポート1回あたりの所要時間は、4時間を標準とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業着手前に専門家サポート補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる資料を添えて、SSYに提出しなければならない。

- (1) 市税に滞納がないことを示す書類
- (2) 直近期の決算書類(創業間もなく、申請時に決算期が到来していない者は除く)
- (3) その他SSYが必要と認める書類

2 補助金の申請期間は、毎年度4月から12月までとする。ただし、12月までに申請ができないことについて、申請者の責に帰さないやむを得ない事情があると認められる場合は、翌年の1月10日まで、個別に申請期限を延長することができる。

3 前項の延長を希望する者は、12月末までにSSY事務局に申し出なければならない。

(交付決定)

第8条 SSYは、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、専門家サポート補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請した者に速やかに通知するものとする。

2 SSYは、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。また、効果的な事業実施のために必要な条件を付することができる。

(変更の承認等)

第9条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該

当する場合には、速やかに専門家サポート補助金変更承認申請書（様式第3号）をSSYに提出し、その承認を受けなければならない。

（1）事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更するとき。（当初の目的及び効果を変更しない程度の減額や変更を除く。）

（2）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 SSYは、前項の変更承認申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、変更を承認する場合は専門家サポート補助金変更承認通知書（様式第4号）により当該補助事業者速やかに通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、その成果を記載した専門家サポート補助金実績報告書（様式第5号）に、専門家サポート指導結果報告書（様式第6号）その他SSYが必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日以内又は申請年度の3月10日のいずれか早い日とする。

（補助金額の確定）

第11条 SSYは、第10条の報告書を受領したときは、必要な検査を行い、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、専門家サポート補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者速やかに通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の支払いを受けようとするときは、専門家サポート補助金交付請求書（様式第8号）をSSYに提出しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、SSYが別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表

派遣場所までの片道距離	旅費の額（税抜）
50 km以上100 km未満	円 2,000
100 km以上150 km未満	4,000
150 km以上200 km未満	6,000
200 km以上250 km未満	8,000
250 km以上300 km未満	10,000
300 km以上350 km未満	12,000
350 km以上400 km未満	14,000
400 km以上450 km未満	16,000
450 km以上500 km未満	18,000
500 km以上	20,000